

報 告 第 2 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年12月4日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 6 号

損害賠償の額の決定について

水道施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成24年11月5日

新居浜市長 佐々木 龍

1 損害賠償の額 6万7,740円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成24年9月29日午後12時頃、主要地方道壬生川新居浜野田線（郷二丁目6番18号地先路上）において、西進中の小型自動車（軽自動車）が制水弁ボックス上を通過した際、当該制水弁ボックスの鉄蓋が跳ね上がり、車両を損傷した。